

## 留意すべき特例措置一覧

	新規(※1)		一部全国展開された特例措置(※2)		認定対象外とする特例措置(※3)		認定の対象とするが、今後全国展開するとの注意喚起を行う特例措置(※4)	
	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称
01警察庁								
02人事院								
03金融庁								
04総務省								
05法務省					506(513)	外国人技能実習生受入れによる人材育成促進事業		
06外務省								
07財務省								
08文部科学省								
09厚生労働省								
10農林水産省								
11経済産業省								
12国土交通省					1229	地域限定特例通訳案内士育成等事業		
13環境省								
20内閣府								

※1 この特例措置については、「構造改革特別区域基本方針」の改正により、別表1に当該特例措置が新たに追加され、今後活用することができるようになるものです。

※2 この特例措置については、規制の特例措置の内容の一部が全国展開され、「構造改革特別区域基本方針」の改正により、別表1の内容が修正されます。

※3 この特例措置については、現時点では「構造改革特別区域基本方針」の別表1に記載されているが、既に特例措置が終了した又は今後全国展開され、基本方針から削除される予定のため認定対象外とするものです。

※4 この特例措置については、今後全国展開される予定です。ただし、全国展開されるまではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です。